

## 須賀川市中小企業ホームページ開設等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における経済の活性化並びに企業経営の高度化及び安定化を図るため、市内に住所を有する中小企業者がビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページ開設等を行う事業に対して、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 創業者とは、須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付され、事業開始から1年以内の者又は須賀川市創業者表彰制度の受賞から2年以内の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内で事業を営む中小企業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、広告宣伝及び販路拡大のためインターネットを活用したホームページの開設等を行う事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額（以下「対象経費等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) ホームページ作成に係る見積書の写し
- (3) 定款又は企業概要が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書(第2号様式)

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類(補助金の額の確定)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。